

令和元年度

包括外部監査結果報告書（概要版）

（広島県の少子化対策事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について）

広島県包括外部監査人

奥野修士

第1 選定したテーマと理由等

1 テーマ

広島県の少子化対策事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について

2 監査対象機関

健康福祉局

3 監査対象期間

原則として、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。

第2 監査の要点

主として次のような観点から監査を行った。

1 法規性、経済性、効率性、有効性

財務事務の執行及び事業の管理が法令その他の規定に適合しているか否か（法規性）、無駄な支出となっていないか、または財源確保に努めているか（経済性）、成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているか（効率性）、目的に見合った成果が表れているか（有効性）という観点から監査を行った。

具体的な考え方については後述する（3頁）。

2 内部統制

適切な内部統制体制が整備され、これに従って業務が行われているかという観点、すなわち、内部統制の基本的要素である、①統制環境（基本方針の策定、組織体制の整備）、②リスクの評価と対応、③統制活動（責任の所在の明確化）、④情報と伝達（情報の正確性、内部の伝達、外部への公表、外部からの情報提供）、⑤モニタリング（日常的評価と独立的評価）、⑥ITへの対応といった観点から、監査を行った。

3 広島県のビジョンとPDCA

包括外部監査は、政策や施策の当否を直接論じることを目的とするものではないが、個々の事業は、広島県の目標とするビジョン（チャレンジビジョン）を実現するために体系化された戦略のもと実施されるものであるから、事業の有効性、効率性、経済性の検討にあたっては、ビジョンや戦略をふまえてPDCAが実践できているか否かの検証を行うことが必要かつ有益である（チャレンジビジョンと戦略や事業の関係は「第5 広島県の少子化対策、1 チャレンジビジョンにおける少子化対策の位置づけ」8頁（包括外部監査報告書15頁）参照）。

4 「少子化対策」事業における指標・目標について

少子化の原因として、未婚化，晩婚化，晩産化等いくつもいわれているが，様々な要因が結果（少子化）とどのように関連しているのかという因果関係については必ずしも明確とはいえないから，目標達成のための仮説を立てることや，当該事業が目標達成のためにどの程度有効なものかの評価，検証も容易ではないと考えられる。

本外部監査においては，上記のような問題意識をもって，目標の設定自体が適切であるのか，どのような目標を設定すべきであるのかという観点からも検討を行った。

5 契約

次のような観点から検討を行った。

- ① 契約締結までの手続が法令や県の定める要領，手引等に従っているか
- ② 入札，随意契約¹，プロポーザル方式等，当該方法を採用した根拠が適切か
- ③ 予定価格が適切に積算されているか
- ④ 見積合わせの場合，参加者の選択，参加者数は適切か
- ⑤ プロポーザル方式の場合，委託する業務等の内容が慎重に検討されているか
- ⑥ 契約完了後，契約条件にしたがって完了したか否かを検査しているか
- ⑦ 必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか

6 補助金，負担金

次のような観点から検討を行った。

- ① 法令，要綱その他の基準，規程に準拠しているか
- ② 要綱において要件が適切に定められているか

1 指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる（地方自治法 234 条 2 項）。

地方自治法施行令 167 条の 2 において，随意契約によることができる場合として，予定価格が施行令に定める額の範囲内で，普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき（1 号），その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（2 号），緊急の必要により競争入札に付することができないとき（5 号），競争入札に付することが不利と認められるとき（6 号），時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（7 号），競争入札に付し入札者がいないとき，又は再度の入札に付し落札者がいないとき（8 号），落札者が契約を締結しないとき（9 号）等が定められている。

広島県契約規則 29 条及び別表において，施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の額は，契約の種類に応じ次のとおりとされている。

（別表）

一 工事又は製造の請負	2, 500, 000 円
二 財産の買入れ	1, 600, 000 円
三 物件の借入れ	800, 000 円
四 財産の売払い	500, 000 円
五 物件の貸付け	300, 000 円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	1, 000, 000 円

また，見積書の徴取について「契約担当職員は，随意契約によろうとするときは，なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されている（契約規則 32 条）。

- ③ 補助金交付先の事業，財務状況等を把握しているか
- ④ 補助対象となる経費は適切か
- ⑤ 事業実績見込みの確認が十分なされているか
- ⑥ 周知方法が有効，適切か
- ⑦ 補助金の使途を確認しているか
- ⑧ 成果を確認しているか

7 市町・国との関係

- (1) 県が少子化対策として行っている事業には，市町を経由した補助事業等が多く含まれる。県と市町において適切な連携がとれているか，非効率な二重行政となっていないか²，逆に，双方が相手任せになっていないかといった観点からの検証を行った。
- (2) 県の事業の多くは，国からの補助金・交付金を活用したものであり，国に対する適切な申請，報告がなされているか等の観点からの検証を行った。
また，国が全額を補助する事業については，補助金の適正な執行の観点や，県の人的資源・物的設備を用いて行われている以上，効率的な事務処理がなされているかという点からも検討を加えた。

第3 本外部監査における経済性・効率性・有効性（3E）及び指標・目標の考え方

1 前提

行政の政策・施策は，①金銭や人員等の資源を投入（インプット）して②行政活動を行い，これにより③行政サービス（アウトプット）が提供され，その結果④所期の目的を達成し効果を上げる（アウトカム）という過程を経る。



これを前提として，本外部監査では，次のような観点から3E（経済性，効率性，有効性）について検証を行った。

2 経済性

経済性とは，事務・事業の遂行及び予算の執行をより少ない資源で実施できないかという観点からの検討である。

2 「都道府県及び市町村は，その事務を処理するに当つては，相互に競合しないようにしなければならない。」（地方自治法2条6項）

経済性は次の式で表すことができ「①資源の投入」が少なければ少ないほど、あるいは「②行政活動」の結果が大きければ大きいほど、経済性が大きいといえることができる。

$$\boxed{\text{経済性}} = \frac{\text{②行政活動(プロセス)}}{\text{①資源の投入(インプット)}}$$

経済性については、「②行政活動」のために投入した「①資源」、すなわち、資金、職員等の人的資源、施設等の物的資源について、その量（事業費総額や人数等）、内容、投入時期・時間が適切かという検討及びその資源の投入により行われた「②行政活動」との関係において、最少の資源で実施されているかどうかという観点からの検討を行った。

3 効率性

効率性は、同じ費用でより大きな成果が得られないか、費用との対比で最大限の成果を上げているかという観点からの検討である。

効率性は、次の式で表すことができ、「②行政活動」の結果との対比において、「③行政サービス」の成果が大きいかいほど効率性が高いということになる。

$$\boxed{\text{効率性}} = \frac{\text{③行政サービス(アウトプット)}}{\text{②行政活動(プロセス)}}$$

具体的には、「②行政活動」の実施主体、実施地域、実施期間、受益者の数、行政活動の量（件数や補助額等）、内容、提供時期が適切かという観点及び「①投入資源」や「③行政サービス（アウトプット）」との対比において³、最大限の成果を上げているかという観点から検証を行った。

4 有効性

有効性は、事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が所期の目的を達しているか、効果を上げているかという観点からの検討である。

有効性は、次の式で表すことができ「③行政サービス（アウトプット）」と「④効果（アウトカム）」との対比の観点から検証を行った。

$$\boxed{\text{有効性}} = \frac{\text{④効果(アウトカム)}}{\text{③行政サービス(アウトプット)}}$$

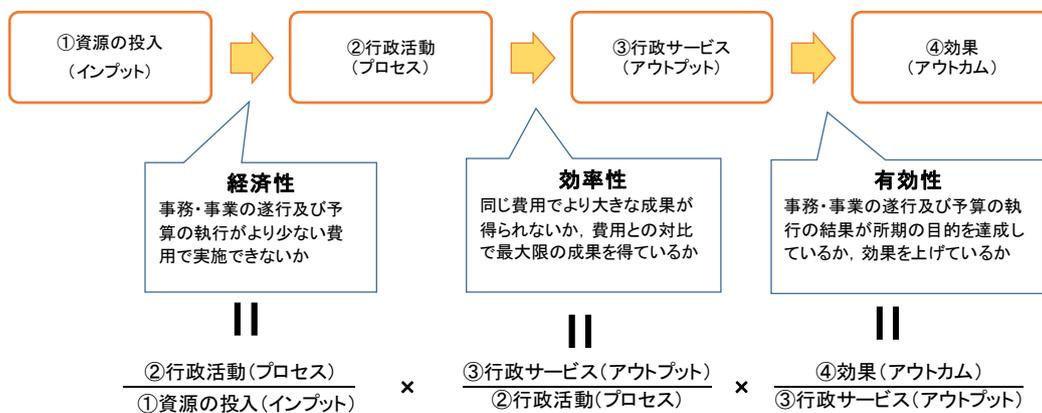
3 効率性の図は③行政サービスと②行政活動の関係（③／②）を表したものであるが、①投入された資源との関係では③／①ということになる。

また、有効性は、「③行政サービス（アウトプット）」が計画通りに提供されたか否か、計画通りに利用されたか否か（例えば、製作した物の利用状況等），といった「①資源の投入（インプット）」から「③行政サービスの提供（アウトプット）」までの段階との関係においても問題となるため、この点にも留意して検証を行った。

なお、ある行政サービス（アウトプット）の結果により当該効果（アウトカム）がもたらされたといえるのか（因果関係），それがどの程度であるのかの評価は必ずしも容易ではないことにも留意する必要がある。

5 まとめ

以上をまとめると、経済性、効率性、有効性は概ね次のような関係になる。



上記関係から明らかなおおり、例えば「①投入する事業費」を少なくして「②行政活動」を行えば経済性は向上するが、効率性との関係では「③行政サービス」に対する「②行政活動」は小さい方が効率がよいといえる。「④効果」と「③行政サービス」との関係も同様であり、「④効果」に対する「③行政サービス」は小さい方が、有効性は大きいということになる。

したがって、「最小の経費で最大の効果を挙げる」（地方自治法2条14項⁴）ためには、経済性、効率性、有効性のバランスがとれていることが必要である。

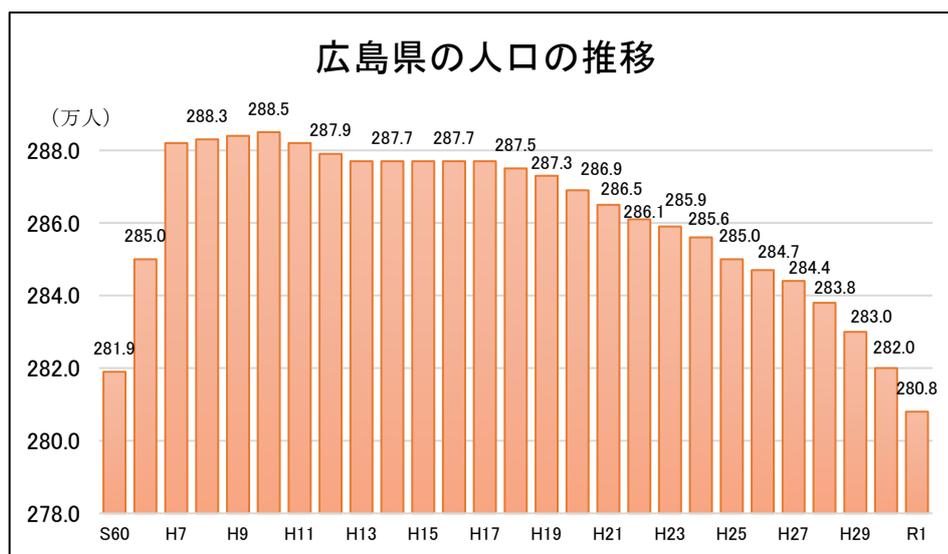
例えば、少ない経費で配布物を作成したことにより、一見すると経済性が認められても、配布数量が作成数の半分であれば実質的には単価は2倍となり不経済であるし、配布数や配布先が作成数（配布計画）を下回れば、その分有効性にも疑問が生じる。

4 「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

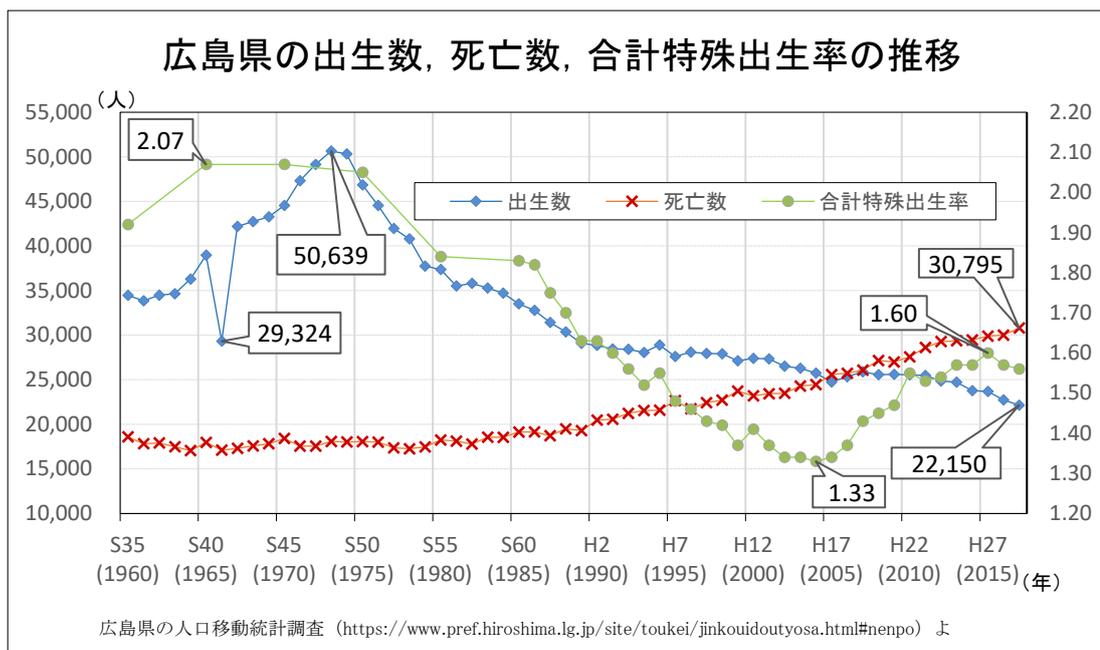
第4 広島県の人口等の推移と予測

1 概要

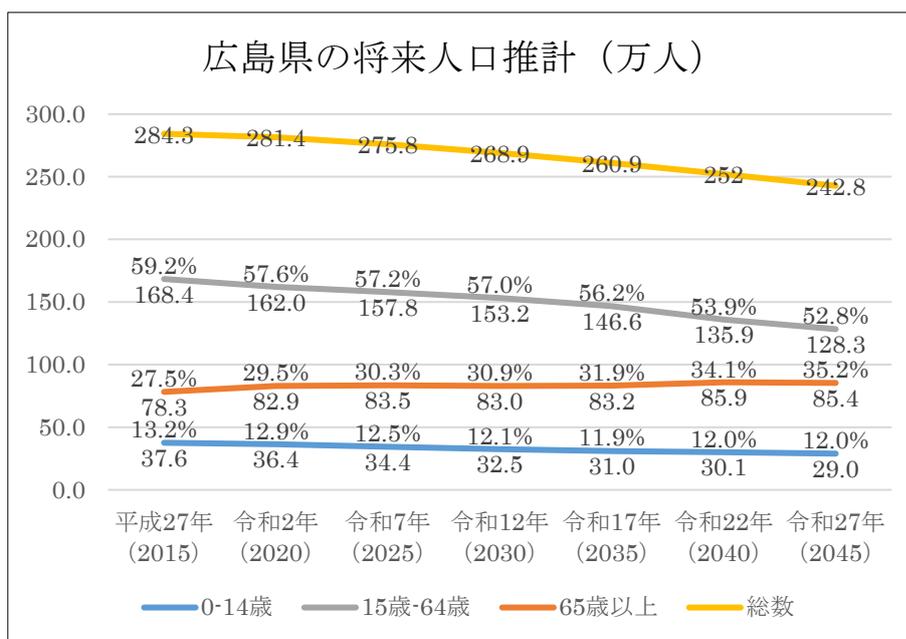
広島県の人口は、平成10年（1998年）をピークに減少し続けており、令和元年（2019年）11月時点における推計は280.8万人である。



県の合計特殊出生率は、平成16年（2004年）が最も低く、その後平成27年（2015年）頃まで回復傾向にあった。出生数は年々減少しており、平成17年（2005年）には出生数と死亡数が逆転している。



国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）によれば、この傾向は今後も続き、2045年（令和27年）には、人口は約242.8万人、65歳以上の割合は35.2%、15歳から64歳は52.8%、0歳から14歳は12.0%になると推計されている。



2 少子化の影響

少子化が県民生活に与える影響について、「チャレンジビジョン」では、自然減と社会減⁵を合わせた地方における人口減少問題は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小、高齢者人口の増加による社会保障費負担の増大、医療機能や生活交通の確保といった日常生活を支える機能の低下を招き、社会・経済活動に深刻な影響を与えるおそれがあるとする（「チャレンジビジョン」18頁参照）。

5 人口の変動には、死亡数と出生数の差による「自然増減」と、流出数と流入数の差による「社会増減」の二つの側面がある。死亡数より出生数が多い（少ない）場合は自然増（自然減）、流出数より流入数が多い（少ない）場合は社会増（社会減）である。

第5 広島県の少子化対策

1 チャレンジビジョンにおける少子化対策の位置づけ

「チャレンジビジョン」においては、「政策分野」「施策領域」「取組みの方向」「ワーク」「個々の事業」が階層構造をなしている（右図）。

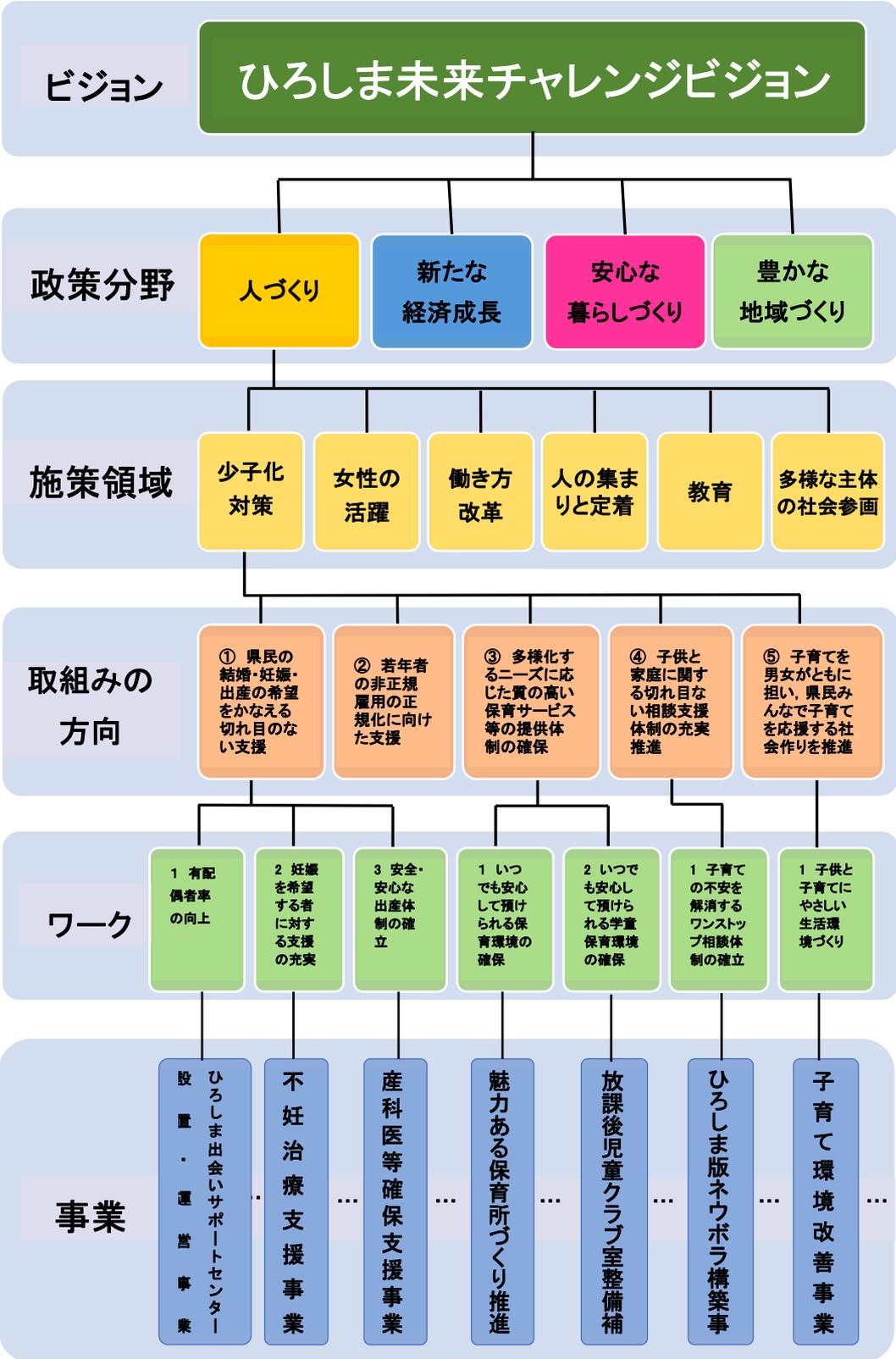
本外部監査の対象である「少子化対策」は、「人づくり」という政策分野に含まれる「施策領域」の一つであり、人口減少のうち自然減への対策を目的とした施策である⁶。

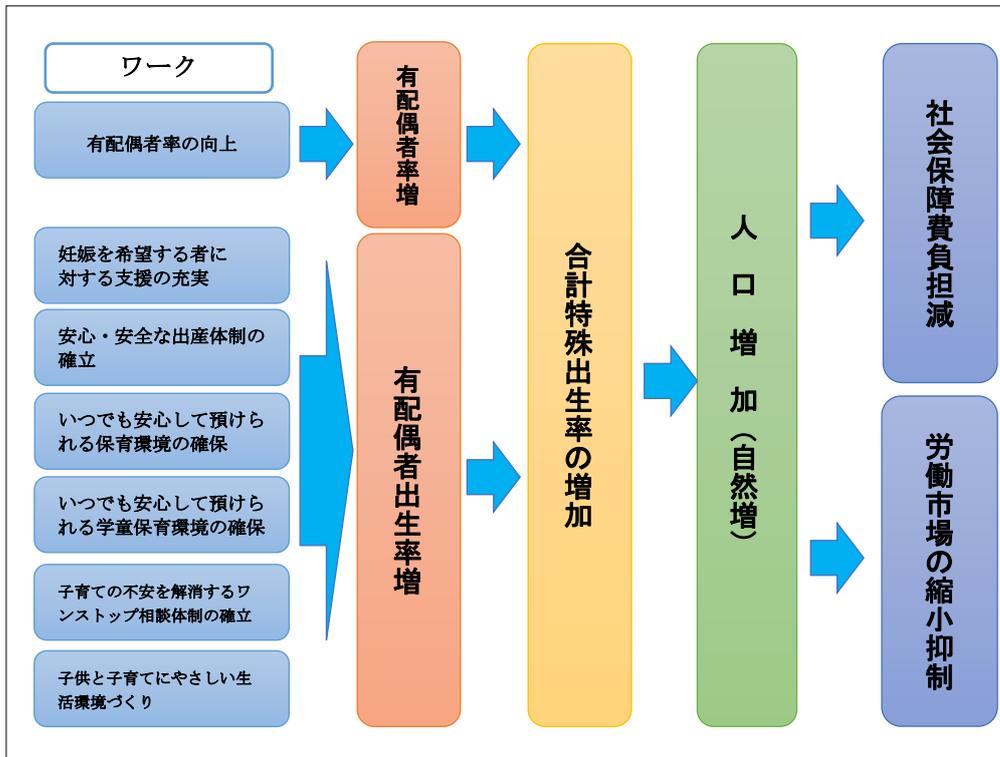
「少子化対策」は、複数の「取組みの方向」に区分されており、各々の「取組みの方向」に特定の目的をもったいくつかの「ワーク」が含まれている。「ワーク」とは、ある政策や施策領域における目的を達成するための事業を束ねた「戦略的事業単位」であり、県は、ワーク単位で戦略を立案し、指標・目標を立ててPDC Aを回している。

これらの関係は次ページの図のようになる。例えば、「ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業」は、「1有配偶者率の向上」を目的としたワークを構成する事業のひとつである。同ワークは、「少子化対策」のうち、「①県民の結婚・妊娠・出産の希望をかなえる切れ目のない支援」を取組みの方向とするものとして位置づけられている。



6 社会減対策は「人の集まりと定着」という施策領域にまとめられている。





2 県の少子化対策と合計特殊出生率との関係

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」であり、一人の女性はその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。合計特殊出生率は、次のように、①有配偶者率と②有配偶者出生率の積に分解することができる（有配偶者出生率は、第1子、第2子、第3子以上の有配偶者率の合計というようにさらに分解できる）。

したがって、①有配偶者率と②有配偶者出生率が増加すれば、合計特殊出生率が増加することになり、①有配偶者率は、結婚の希望が実現することにより、②有配偶者出生率は、希望どおりの人数の出産・子育てが実現することにより増加すると考えられる。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{合計特殊出生率}} = \boxed{\text{①有配偶者率}} \times \boxed{\text{②有配偶者出生率}} \\
 \\
 \begin{array}{ccc}
 \frac{\text{第1子出生数 (母親n歳)}}{\text{有配偶者女性人口 (n歳)}} & + & \frac{\text{第2子出生数 (母親n歳)}}{\text{有配偶者女性人口 (n歳)}} + \frac{\text{第3子以上出生数 (母親n歳)}}{\text{有配偶者女性人口 (n歳)}} \\
 \underbrace{\hspace{10em}} & & \underbrace{\hspace{10em}} \\
 \text{第1子の有配偶者出生率} & & \text{第2子の有配偶者出生率} \quad \text{第3子以上の有配偶者出生率}
 \end{array}
 \end{array}$$

このような整理を前提とすれば，本外部監査の対象とする少子化対策に関連するワークは，取組みの方向①ワーク1「有配偶者率の向上」が「有配偶者率の増加」，その余のワークは，「有配偶者出生率の増加」に関連する事業戦略と位置づけることができる。

第6 監査の結果について

1 指摘，意見

法律，条例，規則，規定，規程等に違反しているか，著しく適切さを欠くと判断したものについては「指摘」，組織及び運営の合理化や，より経済的，効率的，効果的な事業となるよう，改善や検討が望まれるものについては「意見」とした。

また，指摘や意見の前提となった課題や問題点を「課題」「問題点」として記載した。

2 数値について

報告書の数値は端数を切捨て又は四捨五入して表示していることがあるため，合計が一致しない場合がある。

3 ワークを構成する事業の一覧

少子化対策に関連するワークを構成する事業は次の表のとおりである（一覧表には，ワークの全体像を示すため本外部監査の対象外の事業も含めて記載している。）。事業名の後の括弧内の各数字は，包括外部監査報告書の該当頁である。

取組みの方向	ワーク	指標	目標値(H30)	実績(H30)	番号	事業名	内容・区分	予算(千円)	決算(千円)	報告書該当頁		
① 県民の結婚・妊娠・出産の希望をかなえる切れ目のない支援を進めます。	結婚	1 有配偶者率の向上	女性(25歳～39歳)の有配偶者率	63.2%(R2)	59.0%(H27)	1	ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業(37)	①ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営	10,839	10,395	37	
								②婚活システムの維持管理	4,463	4,725	67	
			男性(25歳～39歳)の有配偶者率	53.5%(R2)	49.8%(H27)	2	みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業(66)	①ポリウムゾーンへのアプローチ	5,577	24,570	56	
								②スケールメリットを狙ったセンター会員のさらなる確保	7,458			
								③婚活人口の拡大と①②の取組みを加速させる啓発プロモーションの展開	12,880			
		ひろしま出会いサポートセンター登録者数	15,000人	13,495人	4	ひろしま出会いサポートセンター構築事業(37)	⑤様々な主体による出会いの場の創出	4,764	4,764	66		
							5	市町少子化対策支援事業(70)	①地域少子化対策重点推進交付金	60,000	1,079	70
					②新婚生活支援事業補助金	16,000			1,800			
		妊娠	2 妊娠を希望する者に対する支援の充実	夫婦で共に不妊検査を受けた人(申請者数)	1,158組 ※1,216組(R元目標値)	721組	1	不妊治療支援事業(74)	①不妊検査・一般不妊治療費助成事業	41,314	41,136	76
									②不妊治療助成事業	149,989	131,086	97
	特定不妊治療による出生数(推計値)			225人	189人	③妊娠・出産・不妊に関する相談対応事業			4,774	4,681	94	
						④ライフデザイン啓発事業			4,276	4,276	64	
	3 安全安心な出産体制の確立		周産期死亡率(出生千対)	全国平均以下(直近5年間平均)	3.4(H25-H29平均)参考値: 3.7(H25-H29全国平均)	1	産科医等確保支援事業(103)			82,184	103	
								2	周産期母子医療センター運営支援事業(105)			66,615
			妊産婦死亡率(出生十萬対)	0.8(直近5年間平均値)の維持	0.8(H25-H29平均)参考値: 3.4(H25-H29全国平均)	3	広島県周産期医療システム運営事業			周産期医療協議会	466	289
								育成研修	862	879		
				調査・研究	157	117						
				周産期医療情報ネットワークシステム	5,700	5,372						
					4	病院事業(総合周産期母子医療センターの運営)			7,530			

取組みの方向	ワーク	指標	目標値 (H30)	実績 (H30)	番号	事業名	内容・区分	予算 (千円)	決算 (千円)	報告書該当頁		
③	多様化するニーズに応じた質の高い保育サービスの提供体制を確保します。	1 いつでも安心して預けられる保育環境の確保	68%	57.0%	1	1・2歳児受入促進事業(109)		99,510	38,388	109		
					2	魅力ある保育所づくり推進事業(111)		16,340	16,151	111		
					3	保育士キャリアアップ研修事業(116)		31,576	31,507	116		
					4	病児保育の拡充に向けた取組(166)		9,147	6,638	116		
					5	ひろしま型自然保育推進事業(120)		8,174	3,556	120		
					6	いつでも安心保育支援事業(126)		16,700	7,719	126		
					7	認定こども園等整備事業(128)	賃貸物件による小規模保育整備補助	714,000	41,882	128		
							賃貸物件による保育所整備補助	90,666	22,098			
							認定こども園及び保育所整備補助(保育部分等)	564,030	272,805			
							認定こども園整備補助(学校教育部分等)	649,255	348,886			
					8	認可外保育所の認可促進事業(131)		4,113	54	131		
9	県庁内保育所設置モデル事業(132)		2,523	2,072	132							
10	保育コンシェルジュ配置事業(137)		25,977	25,956	137							
11	病児保育・延長保育運営費補助事業(146)		328,320	254,513	146							
12	保育士人材確保事業(142)	①運営、マッチング事業	11,729	10,644	142							
		②求人・求職登録者の掘り起こし事業	9,198	8,919								
		③合同就職説明会開催事業	3,789	3,490								
		④保育教諭確保のための保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業	354	0								
2	いつでも安心して預けられる学童保育環境の確保	1	放課後児童クラブ室整備費補助金(164)	131,574	131,547	164						
		2	放課後児童支援員研修事業(167)	11,329	11,308	167						
		3	放課後児童クラブ事業(158)	1,399,934	1,343,037	158						
		4	子育て支援員研修事業(173)	9,451	9,422	173						
		5	地域学校共働活動推進事業	56,357	52,342							
④	子供と家庭に関する切れ目のない相談支援体制の充実を推進します。	1 子育ての不安を解消するワンストップ相談体制の確立	6市町30か所	6市町30か所	1	ひろしま版ネウボラ構築事業(178)	海田町	11,503	15,062	178		
							尾道市	29,580	15,146			
							福山市	79,080	41,850			
							府中町	13,821	3,762			
							三次市	12,926	1,876			
							北広島町	7,431	1,778			
							モデル事業推会議	8,962	1,797			
							ひろしま版ネウボラ人材育成事業	1,809	1,146			
							2	利用者支援事業(148)	101,438		82,095	148
							⑤	子育てを男女がともに担い、県民みんなで子育てを応援する社会づくりを推進します。	1 子供と子育てにやさしい生活環境づくり		86%	75.50%
2	子育てポータルサイト運営事業(191)	「イクちゃんネット」の管理・運営	4,654	4,652	191							
3	広島キッズシティ補助金(197)		1,000	1,000	197							
4	将来世代応援知事同盟事業(200)		1,092	500	200							
5	地域子育て支援拠点環境改善事業(155)		7,179	571	153							
6	寄付を活用した子育て応援事業(201)	子育て応援講演会の実施	3,274	3,172	201							
7	乳幼児医療公費負担事業費		1,888,457	1,673,090								
8	「子ども何でもダイヤル」電話相談等事業		4,919	4,705								
9	地域子ども・子育て支援事業(145)		731,505	595,121	145							
-	-	-	-	-	-	広島県における少子化要因調査分析事業	6,000	5,987	32			
								7,836,461	5,670,248			

4 監査の結果の概要

本外部監査の指摘及び意見の概要は次のとおりである（頁数は、包括外部監査報告書の該当頁である）。

監査の結果			頁
第8 広島県における少子化要因調査分析事業			32
指摘	公益財団法人中国地域創造研究センターとの業務委託契約を随意契約により行ったことについて	<ul style="list-style-type: none"> 広島県における少子化要因調査分析業務は、中国創研でなければできない業務ではないから、中国創研との委託契約を随意契約にすることができる理由は認めがたい。随意契約によっても、県が当初予定していたように、少なくともプロポーザル方式を経るべきであった。 	37
指摘	少子化要因調査分析結果の利用・活用について	<ul style="list-style-type: none"> 少子化要因調査分析事業の結果は、十分に利用・活用がなされておらず、495万円の事業費が全く無駄になってしまいかねないし、県の少子化対策事業の充実した検証や検討がなされないことも懸念される。調査結果の分析や、さらなる活用に取り組むべきである。 	37
第9 ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業			37
意見	ひろサポ会員の登録者数を目標とすることについて	<ul style="list-style-type: none"> ひろサポの登録者には、婚活の一步目を踏み出した者のみではなく、必ずしも婚活を積極的に行う意思を有しているわけではない者から、既に積極的に婚活を行っている者まで、幅広い層が含まれていると考えられることや、会員登録後に成婚した場合や、婚活を止めてしまった場合であっても、会員登録を抹消するかどうかは会員の判断に任されている。このため、会員登録者数の累計は、これまでに「婚活の一步目を踏み出した者を含む数の累計」という点においては、県が目的とする「結婚の機運醸成」に関連する指標であるということができるが、「現在婚活を行っている者の数」や、「ひろサポを利用、活用している者の数」を表すわけではない。 このような性質を有するひろサポ会員の登録者数を指標とすることにあたっては、それ単独では、本事業の効果を測定する指標としては十分機能しない(本事業のどのような効果に寄与しているのかがはっきりしない)のではないかと考える。 本事業の成果をどこに求めるのか、それとの関係で、いかなる指標を設定するか、例えば、ひろサポ会員の登録者数が前年と比べてどれくらい増加したかとか、新規登録者の年齢層やその変化、県人口(一定の年齢層)に対する新規登録者の割合を用いることや、何らかの基準に基づいて登録者数のうち数でカウントすること(例えば、一定期間利用がない登録者を数値に含めない)等、多面的な検討と分析を行うことが望ましいと考える。 	52

	意見	有配偶率増加のための各種事業の評価、再検討について	<ul style="list-style-type: none"> 「成婚」の事実は測定困難であり、これを指標とすることで事業の評価が適切になされない可能性がある。 把握困難な成婚組数をアウトカムとした場合、イベントでの成婚一組に2,820千円を要している等、本事業が経済性や有効性の観点からは認めるか疑問がある。 本事業を構成する事業が何を目的としているのか、そのためのコストとして、これまで同様の事業規模・事業形態・事業内容や評価方法を維持・継続するのが適切なのか、どの点に重点を置くのか等について、再検討する時期に来ているのではないか。 	53
指摘		成婚数把握のための経費について	<ul style="list-style-type: none"> 「成婚の事実」把握のために行っている成婚プレゼントは、報告数の増加に寄与していることが認められないことなどからほとんど有効性が認められない。よって、成婚プレゼントを含め、成婚報告を増やすための経費支出は廃止すべきである。 	53
指摘		「抽選」と表示することについて	<ul style="list-style-type: none"> 「こいのわ」の各種イベントや「こいのわかフェ」の応募者が定員を上回る場合において、抽選を行わずに参加者を決定している場合があるにもかかわらず、これを「抽選」と表示することは、事業の前提となる県に対する信頼を損ないかねないと言わざるを得ず、適切ではない。 例えば、「参加者が参加してよかったと思えるようなイベントにするため、応募者多数の場合、県が一定の基準により参加者を決定することがある」といった、必ずしも抽選ではないことについて、何らかの表示を行うべきである。 	54
指摘		個人情報の利用目的の表示について	<ul style="list-style-type: none"> ひろサポの会員登録時やイベント参加時において、個人情報の利用目的を明示すべきである。 	54
指摘		ひろサポのホームページのバナー広告収入について	<ul style="list-style-type: none"> 県に帰属すべき、ひろサポのWebサイトのバナー広告料を、夢財団が取得することを前提として委託費を決定すると、バナー広告料相当額分については、本来経るべき予算・決算プロセスを経ないことになり不相当であるし、見かけ上の委託料は、バナー広告料相当額分だけ減少することになってしまう。したがって、委託契約上の委託料額は、バナー広告料相当額を含んだ額とすべきである。 	54
第11 みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業				56
指摘		変更契約により実質的に新たな契約内容を追加することについて	<ul style="list-style-type: none"> 当初の契約を変更して、実質的に新たな契約内容を追加した随意契約をすることは、当該追加部分が当初契約の内容と合理的に関連し、当該契約についても随意契約によることが是認できる理由が必要である。 株式会社第一エージェンシーへの業務委託(みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト業務)において、変更契約により契約内容を追加したことは、これを是認できる理由がなく不当である。 	63

	意見	変更契約の許容範囲について	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約において無制限に契約変更を認めることは相当ではないから、どのような場合に当初契約を変更することが許容されるのか、例えば、変更事項が委託事項か委託金額のいずれか(両方か)、当初契約の内容と変更事項との関連性、変更額の大きさ、当初契約額に対する変更額の割合等を踏まえて、一定の基準や目安を設定されたい。 	63
指摘		委託契約の成果物の活用について	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約による成果物「こいのわサポート Book」は、2,000部のうち約100部しか配布されておらず、配布時期、配布先の実績が把握されていないことや、今後の配布について明確な計画もない。成果物の活用方法について計画を立てて、これを着実に実行すべきである。 	63
第12 ライフデザイン啓発事業				64
	意見	委託契約を単価契約的要素を含む内容にすることについて	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約にあたっては、業務が可分で成果が変動する部分がある場合、共通経費や他の業務区分と区別して成果に応じた委託料を支払う等、当該部分について単価契約の要素を含んだ契約内容にできないかという観点からの検討もされたい。 	66
第14 婚活システムの維持管理事業				67
	意見	ひろサポのWebサイトの運営に要する、KG情報に対する委託費と夢財団への委託費の関係の精査について	<ul style="list-style-type: none"> ひろサポのWeb運用のために年間6,250千円の経費を要しているが、株式会社KG情報が行う業務と、夢財団がWeb担当のために敢えて採用している職員が行う業務内容の確認、精査、区別がなされているとはいいがたい。 本件契約による運営費(年間2,154千円)に加えて、夢財団がWeb担当職員を採用する必要があるのか、例えば、夢財団のWeb担当職員が行っている業務の内容を精査し、当該業務をKG情報への委託料の中で行った方が(委託料を増額しても、トータルで)安くなるのではないかと、逆に、本件契約による運営費に含まれる業務を夢財団のWeb担当職員が行うことで、本契約の運営費を削減できないか、といった観点からの検討の余地があるのではないかと。 夢財団は、「イクちゃんネット」の運営についても県から委託を受け、そこでもWeb担当職員を臨時採用しているが、Webサイトごとに担当職員を雇用する必要性の検討も必要である。 	69
第15 市町少子化対策支援事業				70
指摘		市町が自ら実施主体となっている補助対象経費の確認について	<ul style="list-style-type: none"> 市町が実施主体となっている補助対象経費については、県において、要綱に定める経費が適切に支払われているか、請求書等を徴収して確認を行うべきである。 	74

	意見	地域少子化対策重点推進交付金及び結婚新生活支援事業費補助金の活用について	<ul style="list-style-type: none"> 地域少子化対策重点推進交付金及び結婚新生活支援事業費補助金の補助実績が低調である原因を分析するとともに、本交付金及び補助金の活用がなされるよう、市町への積極的な周知や働きかけ等を行われたい。 	74
第 17 不妊検査・一般不妊治療費助成事業				76
	意見	本事業のあり方の再検討について	<ul style="list-style-type: none"> 「早期に適切な治療を開始することを支援するとともに、不妊治療に係る経済的・精神的な負担を軽減」という本事業の2つの目的のバランスをとりながら、現在の運用を維持するのは、現在の要件(要綱)のままでは非常に難しい。 「子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望をかなえる」という本事業の目的(効果(アウトカム))からすれば、「おおむね3ヶ月」「2ヶ月」のような短期間の制限によるのではなく、期間についてはもう少し伸長(例えば1年)する方が目的に沿う。 申請年齢によって助成額を段階的に減額する方法をとれば、「早期に適切な治療を開始」という目的とも整合する。 現状では、検査・治療開始時の妻の年齢の上限は35歳未満であるが、不妊治療費助成事業の年齢が治療開始時43歳未満であることや他県の例にも鑑みると、治療開始時年齢の制限を43歳に近い年齢に引き上げれば「不妊治療に係る経済的・精神的な負担を軽減する」という目的により整合的である。 何より「子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望をかなえる」ために、可能な限りの援助をするという広島県のメッセージをより強く、明確に伝えることにもつながるのではないか。 	89
	意見	各市町の助成制度との関係について	<ul style="list-style-type: none"> 本事業と同旨の不妊検査・一般不妊治療費の助成は、県内の各市町においても実施されているが、助成の有無、助成の要件、助成内容、申請期限等がそれぞれ異なっていることに関連して、県民、医療機関、県・市町の四者にとって負担が生じており、効率性や有効性、公平性の点から改善の余地があるのではないか。 例えば、県の制度利用を前提とする市町や、県の申請書や証明書とほぼ同じ様式を利用している市町については、関係市町との協議・調整等によって申請書や証明書の統一や統合の余地があるものと思われる。 市町に対する補助という形で実施することで、県にとっても各市町にとってもより効率化を図るという方法がとれないかについても検討されたい。 	91
	意見	前年度目標値に増加率を乗じた	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、夫婦で共に不妊検査・一般不妊治療を受けた人(申請数)を指標とし、平成27年度1,000組に始まり、毎年度目標値の5%増の目標を設定しているが、実績と目標 	91

		目標を設定することについて	の乖離が大きく、事業効果の評価が不明確である。前年との比較を目標とするとしても、前年度実績比にする等、本事業の目標値について再検討されたい。	
第 20 妊娠・出産・不妊に関する相談対応事業				94
指摘		対象経費の決定根拠資料について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県助産師会との委託契約において、対象経費の決定方法(按分とするのか定額とするのか)やその根拠について、助産師会側と協議・合意した結果を書面により残しておくべきである。 	97
指摘		按分により経費を支払う場合の経費総額の確認について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費総額の一部を按分して支払う場合は、按分の基礎となる実際の経費総額を確認した上で支払うべきである。 	97
第 21 不妊治療助成事業				97
	意見	領収書の提出について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊治療費の助成において、対象となる治療が行われ費用が支払われたことを確認するためには、明細の記載のない領収書では不十分である一方、専門医である医療機関による「不妊治療費助成申請に係る証明書」による証明で十分ではないかと考える。 したがって、申請者の負担軽減やチェックのためのコスト軽減、明細のない領収書も許容していることや妊娠検査・一般不妊治療費助成事業において領収書の提出を求めていることとの整合性の観点も踏まえ、重ねて領収書の添付を求める必要性について検討されたい。 ・ 上記検討にあたっては、「不妊治療費助成申請に係る証明書」を作成した医療機関に対するチェックを適宜行う等、助成金の適正な執行を担保するための仕組みの導入も検討されたい。 	102
	意見	特定不妊治療による出生数(推計値)を目標とすることについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目標は、「特定不妊治療費助成件数に生産分娩率を年齢ごとに乗じて加算することによって算定した推計による出生数(推計値)とされているが、推計値を成果目標として設定したのでは、事業実績評価の正確性・実効性に疑問が生じるものといわざるをえない。 ・ 助成を受けて特定不妊治療を実施し、それによって出生した出生数を成果目標とするのであれば、適宜の方法によりその実数を調査することや、推計の前提数値である特定不妊治療費助成件数、あるいは、助成がなければ治療に踏み切れなかった件数、助成があることが治療を決定する一因となった件数等、推計値に代わる成果目標ないし指標の設定を検討されたい。 	103
第 22 産科医等確保支援事業				103
	意見	補助金と消費税等の還付に関する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第 46 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額(返還額)の報告事務について」における意見本書 25 頁)と同旨。 	211

		る要綱の整理等について		
第 23 周産期母子医療センター運営支援事業				105
指摘		消費税等の還付がなされる可能性がある補助金の要綱について	<ul style="list-style-type: none"> 「第 46 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額(返還額)の報告事務について」における指摘(本書 25 頁)と同旨。 	211
第 24 1・2 歳児受入促進事業				109
指摘		申請書及び実績報告書に收受印が押印されていないことについて)	<ul style="list-style-type: none"> 「第 34 地域子ども・子育て支援事業」における指摘(本書 22 頁)と同旨。 	163
第 25 魅力ある保育所づくり推進事業				111
指摘		契約変更により委託額を増額することについて	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約における委託額は、事前に設定した委託内容に応じて設計されるものであり、委託内容や委託額等を前提として契約手続(入札やプロポーザル、随意契約等)が進められ受託者が決定するというプロセスを経ることにより、当該契約の合規性や経済性、公平性が担保されること、契約締結後に委託内容を変更して委託額を増額すると、当該変更部分について上記プロセスを経ないこととなるから、これを許容することができる合理的理由がない限り行うべきではない。 本件では、当初から予定されていた広報業務を、敢えて変更契約という方法で行う必要性や合理性、これを裏付ける経済性は認められないから、変更契約によることが許容される合理的理由はなく、不当である。 	115
意見		「ハタラクほいく ひろしま」の位置づけの明確化や掲載施設の増加について	<ul style="list-style-type: none"> 当初予定されていた「勤務労働条件の改善に積極的に取り組んでいる保育施設を認定する制度」の創設が見送られた結果、本事業の成果は、「保育士や職員の働きやすさに率先して取り組んでいる広島県内の私立認可保育施設の情報サイト「ハタラクほいく ひろしま」を立ち上げたということにとどまっており、単なる保育施設の求人・情報サイトとの違いが不明瞭である。 本サイトを活用するためには、①本サイトの位置づけ(単なる求人・情報サイトとどこが違うのか)を一層明確化すること、②周知を図ること、③掲載施設の増加に積極的に取り組むこと、④掲載された園の情報を定期的に更新すること、が必要である。 	115
第 26 保育士キャリアアップ研修事業				116

	意見	キャリアアップ研修の受講者数を目標とすることについて	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の目標は、キャリアアップ研修の受講者数とされているが、研修を受講しても修了しなければ研修としての意味がないし、受講者数だけでは、費用をかけた効果を十分評価できないから、修了者数や修了率も指標として併用することも検討されたい。 	120
第 27 ひろしま型自然保育推進事業				120
指摘		ひろしま型自然保育推進事業のPRのため、第一エージェンシーとの間で随意契約による委託契約を行ったことについて	<ul style="list-style-type: none"> ひろしま型自然保育推進事業のPRのため、第一エージェンシーとの間で随意契約によりリーフレット作成業務委託契約を行ったことは、随意契約によることができる根拠を欠くものであり不適切である。 	126
第 28 いつでも安心保育支援事業				126
指摘		随意契約の理由が不明確であることについて	<ul style="list-style-type: none"> 県は、県保連に対し、三つの事業に属する異なる業務を一括して随意契約により委託しているところ、随意契約の理由は、「研修会のノウハウや県内の保育所との密な連携等が必要とされる。平素より研修会を実施し、また、県内全域にわたる保育所が加入しており、保育士や保育所からの信用のある団体は、広島県保育連盟連合会を置いて他にない」からであるとしている。 しかし、研修内容を始め、三つの業務は内容が全く異なる可分な業務であるし、キャリアアップ研修は、プロポーザル方式によりニチイ学館に委託しているのであるから、随意契約とする理由は3つの業務ごとに必要である。 上記のような理由では、どの業務について述べたものであるのか判然としないため、不十分である。 	127
	意見	いつでも安心保育支援事業の執行率が低いことについて	<ul style="list-style-type: none"> いつでも安心保育支援事業の執行率が低い原因を分析すべきである。 上記分析結果を踏まえた対策(例えば認知度が低いことが理由であれば、周知を充実させる等)をとられたい。 	128
第 29 認定こども園等整備事業				128
指摘		事業計画書や補助金申請額明細書の「用地の状況」の記載について	<ul style="list-style-type: none"> 補助金申請における事業計画書や補助金申請額明細書の「用地の状況」欄の記載に不備があるものが見受けられる。補助金額のみならず、用地の状況についても確実に確認されたい。 	131
	意見	施設の敷地要件が使用貸借である場合の権利内容の確認について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の敷地利用権が使用借権である場合、権利の内容を慎重に確認すべきである。 法人の認可の際の情報を県内部で共有することにより、敷地利用権の内容を効率的かつ確実に確認する方法がとれないかを検討されたい。 	131

第 30 認可外保育所の認可促進事業			131	
	意見	認可外保育所の認可促進事業の執行率の低さについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可化移行調査費等支援事業及び認可化移行移転費用等支援事業の執行率が低い原因を分析すべきである。 ・ 上記分析結果を踏まえた対策をとられたい。 	132
第 31 県庁内保育所設置モデル事業			132	
指摘		契約保証金の免除の理由不記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社アイگرانとの「広島県・広島銀行事業所内保育施設 保育契約書」の締結については、契約保証金が免除となっているが、契約締結に至る県の書類の中に免除の理由が記載されたものがない。 ・ 契約においては、契約保証金を納めさせない場合は例外として一定の場合にのみ許容されるものであるから（広島県契約規則 4 条 1 項）、例外要件に該当する事実や、そのように判断した理由を記録しておくべきである。 	135
	意見	県庁内の保育施設「イクちゃんち」をモデル事業として継続することについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的はモデル事業として企業等の視察を受け入れ、視察企業等による施設設置を促すところにあるが、①視察件数は、事業開始年度以降、減少傾向が続いており、平成 30 年度は行政関係(他県含む)が 4 件のみであり、民間の企業等による視察件数は 0 件となっていること、②事業所内保育施設については、県内の各市町は既に設置目標を達成していることから、今後、認可施設が大幅に増加することは見込めない状況にあること、③事業開始から平成 30 年度までに、既に県内に 32 の事業所内保育施設が開設されていることからすれば、今後視察を希望する企業等が現れた場合には、これらの施設に依頼して視察を受け入れてもらうことも考えられること等の事情によれば、事業所内保育施設設置のモデルを示すという本事業の目的は達成されていると考えられ、これを「モデル事業」として継続する必要性は少なくなっているのではないかと考えられる。 ・ 「モデル事業」は、あくまで一時的にモデルを示すものであって、恒常的に継続することは本来予定されていないはずであるから、保育施設の必要性を重要視するのであれば、本事業は、「モデル事業」としてではなく、本事業を常設の事業所内保育施設として、県が設置・運営を行うのがありべき姿ではないか。 「イクちゃんち」の職員枠を利用しているのは大半が県職員であるという現状からすれば(年度中に変動はあるが、平成 30 年度は 12 名の定員中、10 名程度が県職員の利用である)、これをモデル事業として継続することは、「県職員のための施設をモデル事業の名の下に設置・運営している」ということにもなりかねないのではないかとと思われる。 ・ 本事業はその目的を達しており、「モデル事業」として継続する必要性は失われているのではないかと考えられるため、廃止する方向で検討されたい。 	136

第 32 保育コンシェルジュ配置事業			137
意見	本事業の指標・目標設定のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、保護者に対する情報提供や、空きのある保育所等と乳幼児のマッチング等を行うことで待機児童の解消につなげようという事業であるから、保育コンシェルジュが入所への誘導・案内等を行った件数を直接的な成果(アウトプット)とし、その結果、保育所への入所につながった件数を事業の効果(アウトカム)ととらえる方がより適切ではないか。 ・ 例えば、尾道市では、平成 30 年度に保育コンシェルジュ(1人)が入所への誘導・案内等を行った案件(697件)のうち、保育所への入所につながった件数は163件(23.38%)であったのに対し、呉市では、保育コンシェルジュが入所への誘導・案内等を行った案件(580件)のうち、保育所への入所につながった件数は僅か4件(0.69%)である。 このように、市町間でのアウトプットやアウトカムの違いの原因を調査、分析することで、待機児童解消のためにより効果的な方法を見いだすことができないか、検討されたい。 	141
第 33 保育士人材確保事業			142
指摘	随意契約の理由が不明確であることについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第 28 いつでも安心保育支援事業」における指摘(本書 20 頁)と同旨。 	127
第 34 地域子ども・子育て支援事業			145
指摘	文書收受印について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書等の送付や交付を受けたときは、広島県文書等管理規程に従い、文書收受印や受領印を押印して收受の時期を客観的に明らかにしておくべきである。 ・ 收受印押印の意義・押印プロセスを再確認されたい。 	163
意見	実績報告書の提出期限について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書の提出期限が定められているにもかかわらず、ほとんどの市町が提出期限を守っていないという実態の原因の把握に努めるべきであると考えます。 ・ 期限を遵守することが現実的に困難であり、その理由が首肯できるものであれば、県の要綱における提出期限の変更を検討されたい。国への提出期限を遵守するのが現実的ではないのであれば、国に対する働きかけや協議を含め、期限の変更を検討されたい ・ 期限を遵守することが可能であると判断するのであれば、市町に対し、期限の遵守を求めるよう徹底すべきである。 	163
意見	実績報告書の別表の様式について	<ul style="list-style-type: none"> ・ エクセルで作成された実績報告書の別表については、誤入力、計算ミスの防止や、効率的に確認できるようにするために、自動計算できるセルには計算式を設定し、手入力が必要なセル以外はロックする等の方法による(そのような方策をとることを市町に求める)ことを検討されたい。 	163
第 36 病児保育の拡充に向けた取組(病児保育施設整備費への補助金)			166

	意見	病児保育の拡充に向けた取組みとして何を行うべきかについて	<ul style="list-style-type: none"> 病児保育施設の開設は、採算性や利用のばらつき等の問題から容易でないと思われるが、病児保育のニーズに対応することが「いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合」を増加させるという仮説(ロジック)に基づいて事業を行うのであれば、病児保育施設整備費への補助金のみならず、病児保育の拡充に向けた取組みとして何を行うべきか、検討と実践を継続されたい。 	167
第 37 放課後児童支援員研修事業				167
指摘		転記ミスの防止について	<ul style="list-style-type: none"> 数値の転記ミスが生じる可能性のある箇所を意識し、当該部分を二重にチェックする等、人為的ミスを防止する仕組みを構築されたい。 	172
	意見	複数の関係者で同一のファイルを取り扱う場合や、同一の書面を複数のファイルに印刷保存する場合のルールについて	<ul style="list-style-type: none"> 複数の関係者が一つのファイル(データ)を編集する場合や、同じ書面を複数のファイルに綴じる場合、何が最終版かが分からなくなるリスクがあるため、最終版を管理する責任者・担当者を決めておくこと、どの段階でファイリングするのかを決めておくこと、確定版であることがわかるようなスタンプを押すこと、ヘッダーやフッターに印刷日時が表示されるよう設定しておくことと等、内部統制の観点から一定のルールを定めて実践されたい。 	172
第 38 子育て支援員研修事業				173
	意見	子育て支援員研修の指標設定について	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援員は、地域保育コース、地域子育てコース及び放課後児童コースに分けて研修が実施され、コース毎に修了証が交付されて従事できる仕事の内容が異なっている。 したがって、本研修事業の成果(アウトプット)はコース別に測定すべきであるから、コース毎の修了者数を指標として設定することを検討されたい。 	177
指摘		見積書の費目・内訳と合計額の整合性のチェックについて	<ul style="list-style-type: none"> 提出を受けた見積書の費目・内訳と合計額の整合性のチェックを行うべきである。 	177
	意見	見積書のチェックの方法について	<ul style="list-style-type: none"> 見積書の金額のチェックの合理化や、過誤(計算ミス、合計額と内訳額の不整合等)を防止するため、単価と合計額が入力されたデータ(Excel 等)の提出を求めることも検討されたい。 	177
第 39 ひろしま版ネウボラ構築事業				178
	意見	ネウボラの効果の検証について	<ul style="list-style-type: none"> ネウボラの効果の検証は、課題を認識した上で適切に行われていると考えるが、全県展開により多額の人的・物的資源が投入されることとなるため、今後も、多面的な効果の評価、コスト計算を行うとともに、利用者・関係者の理解が得られる制度となるよう取り組んでいただきたい。 	186

第40 子育て環境改善事業			186	
指摘		夢財団が使用する倉庫の使用料について	<ul style="list-style-type: none"> 県と夢財団は、同じ倉庫を共用しているのであるから、使用スペース、使用頻度等、倉庫の使用状況に応じた負担を夢財団にも求めるべきである。 	191
	意見	精算書の記載等について	<ul style="list-style-type: none"> 夢財団に対し、消費税額の算定根拠とした項目と金額を明示した精算書の作成、提出を求めるべきである。 効率的かつ正確な確認を行うために、電子データ(エクセルファイル等)の提出を求めることも検討されたい。 	191
第41 子育てポータルサイト運営事業			191	
	意見	イクちゃんネットの保守管理に要する費用について	<ul style="list-style-type: none"> イクちゃんネットの保守管理業務の大半は、毎月の「エラーログ、アクセスログの目視確認」と「データの削除」及び「定例ミーティング」であり、平成30年度に不具合対応がなされたのは3件のみである。そのための費用として年間916千円を要しているほか、夢財団は、イクちゃんネット対応のための臨時職員も雇用しており(年額2,746千円)、保守管理のために要する経費に経済性が認められるか、再検討を要すると考える。 例えば、夢財団の臨時職員によるサーバーエラーの確認等の業務とは別に、ザメディアジョンがサーバーのアクセスログやエラーログを目視確認することを業務とし、そのための費用を支払う必要があるのか、あるいは、ミーティングを定例で行う必要があるのか、ミーティングで具体的に何を行っているのか、必要に応じてWeb担当職員が連絡をすることでは足りないのか等、スポット対応にすることで費用を圧縮できないのかの検討も必要ではないか。 	196
第42 広島キッズシティ補助金			197	
指摘		広島キッズシティ補助金の効果の検証について	<ul style="list-style-type: none"> 「キッズシティ広島」の実行委員長は、広島青年会議所の理事長、副実行委員長は、県の健康福祉局長及び広島市こども未来局長、顧問には広島県知事、広島市長及び広島商工会議所会頭が就任しているなど、キッズシティ広島は、県・広島市・経済界を挙げてのイベントであり、その意義は理解できるが、補助の効果の検証をしないまま漫然と継続すべきではない。 「キッズシティ広島」の趣旨、目的、これまでの実績等を踏まえて、補助の効果を測るための指標を設定して検証を行うべきである。 	200
	意見	広島キッズシティ補助金の継続について	<ul style="list-style-type: none"> 「キッズシティ広島」に対する補助の効果の検証結果を踏まえて、補助を継続するか否かの検討を行われたい。 	200
第45 広報資料等、委託の成果物の在庫管理について			203	
	意見	委託により作成したチラシ等の	<ul style="list-style-type: none"> 委託により作成したチラシやリーフレット等は、作成にあたって、いつ、どこに、どの程度配布するのか等、事前に活用方法について具体的な計画を立てておくべきである。 	205

		作成, 配布, 在庫管理について	<ul style="list-style-type: none"> 在庫については, 配布先, 配布数, 配布時期等を記録するとともに, 定期的に在庫数量の確認を行うべきである。 上記の記録と在庫数量が一致しない場合は, その原因究明と改善について取組みを行う仕組みを設けるべきである。 	
第 46 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額(返還額)の報告事務について				205
指摘		消費税等の還付がなされる可能性がある補助金の要綱について	<ul style="list-style-type: none"> 周産期母子医療センター運営支援事業及びひろしま型自然保育推進事業のように, 消費税等の還付の可能性がある補助金については, 要綱上, 確定申告後の消費税仕入控除税額の報告及び返還義務を規定すべきである。 	211
	意見	補助金と消費税等の還付に関する要綱の整理等について	<ul style="list-style-type: none"> 補助金支給に係る消費税等の還付については, 消費税等が還付される可能性の有無によって, 仕入控除税額の有無・額の確認(報告)の要否が異なりうるが, 多数の補助事業を効率的に運営するためには, 仕入控除税額の有無・額の確認義務や返還義務の規定について, 県, 局, 課としてどのような方法をとるのか(全て統一するのか, 類型ごとに規定を変えるのか, 厳密に個別対応するのか, 予め消費税分について考慮した補助とするのか等), 要綱の整備や補助金支給事務に要するコスト, 国の要綱との整合性にも留意して, 整理することを検討されたい。 	211
第 47 「ワーク」と「ワーク別管理シート」について				211
	意見	ワークとワークを構成する事業の関係, ロジックの整理と明確化について	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策関連のワークや事業が, いかなる地域, いかなる年齢層のいかなる要因を対象にしたワーク・事業なのか, 第一子の出生に特に影響を与えるワーク・事業なのか, 第二子以上の出生に関わる要因に向けられたものか等について, 明確ではない。 合計特殊出生率に影響を及ぼす可能性のある上記の要因も加味することで, ワークや事業の位置づけ, 当該ワークを構成する事業の成果から合計特殊出生率増加に至る仮説(ロジック)をさらに明確にし, 投入した(する)人的・物的資源が有効活用されているか(活用できるか)をより明確にできるのではないか。 上記のような取組みは, EBPM(Evidence Based Policy Making/証拠に基づく政策立案)の前提であるとともに, 県民に対するアカウンタビリティー(説明責任)の観点からも必要である。 ワークを構成する事業には, その成果から合計特殊出生率増加に至る因果(ロジック)が必ずしも明確でないものも含まれている。 少子化対策に関連するワークや, ワークを構成する事業とワークの目標との関連性, ロジックをさらに整理, 明確化する取組みが必要である。 	215-224